

被災者雇用開発助成金 の対象者の要件が変わります

被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に支給します。

支給額	大企業	50万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者（※2）として雇い入れた場合は60万円）

- （※1）ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者
- （※2）一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者のこと

◆ 平成26年4月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のように変わります。

対象労働者	雇入れ日が 平成26年3月31日まで である場合	雇入れ日が 平成26年4月1日以降 である場合
被災離職者	次の①～③の全てに該当する方 ①東日本大震災発生時に、被災地（※3）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（※4）	左記の①～③の要件を満たし、かつ、次の（イ）（ロ）のいずれにも該当する方 （イ）震災発生日から 平成26年3月31日までにハローワーク等で求職活動（※5）を行った方 （ロ） 平成27年3月31日までに雇い入れられた方
被災地求職者	次の①②のいずれにも該当する方 ①東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない方（※4）（震災により被災地域外に住所または居所を変更している方を含む） ②震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等で求職活動（※5）を行った方	助成の対象とはなりません。
警戒区域等に居住していた方（※6）	上記①の要件を満たしていれば、②の要件を満たしていなくても（平成24年9月30日までに求職活動を行っていても）助成の対象になります。	左記の要件を満たしていれば、平成26年3月31日以前と変わらず助成の対象となります。

- （※3）震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）
- （※4）具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」こと
- （※5）窓口で職業相談や職業紹介を受けること
- （※6）震災発生日に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域等に居住していた方

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

